

役員の内任年齢に関する規程

社団法人 日本船用工業会

(総 則)

第1条 社団法人日本船用工業会(以下「工業会」という。)の役員に対する内任年齢について定めることを目的とする。

(常勤役員の内任年齢)

第2条 常勤役員の内任については、満65歳までとする。ただし、専務理事その他これに相当する職にある者で、特別の事情がある場合はこの限りではないが、この場合においても、満70歳に達するまでとする。

2 前項にかかわらず、定款第16条による内任期間中に、前項に定める年齢に達した当該役員については同条による任期満了の日まで内任できることとする。

(非常勤役員の内任年齢)

第3条 非常勤役員の内任については、満70歳までとする。

2 前項にかかわらず、定款第16条による内任期間中に、前項に定める年齢に達した当該役員については同条による任期満了の日まで内任できることとする。

3 前2項にかかわらず、当該役員の内任及び経験が工業会の業務運営上特に必要である場合は、理事会の承認を得て内任年齢を延長することができる。

附 則(平成16年3月18日)

この規程は、平成16年3月18日から施行する。

附 則(平成17年9月30日)

この規程は、平成17年10月1日から施行する。ただし、本規程制定時点で、定める内任年齢を越える役員が内任する場合は、経過措置として、当該任期中は本規程の適用を除外する。